

ピアホームだより

2020. 7.10

精神障害者の自立とは？

JHC板橋スペースピアとの連携で計画相談を立てることが多くなったせいで、このところ当ホームから就労に向かう方を受け入れる機会が増え、就労し独立した生計を立てて行く上での住居費の問題がより鮮明になりました。

1 グループホームに入居したら家賃なし

現在、グループホームは10万戸数を越えているものと思います。多くはこれまでの施設入所からグループホーム化したものと思われまます。精神障害者の場合は施設入所—いわゆる援護寮の方は少数で、多くは病院で長期間入院していた実態があります。近年、約10万人が退院して行ったとみられますが、多くが自宅や民間アパートに行ったのでしょうか？5%ぐらいの方がグループホーム住まいのようです。

この先親亡き後の住まいをどうして行く

のでしょうか？

2 公営住宅に入居すれば家賃減額制度

東京都が管理している賃貸公営住宅は約26万戸で、これは約45年間変わっていません。多くは高度成長期に新築し、その後建て替え・リフォームをして来ました。その間民間賃貸住宅が増加し、人口減少の時代を迎えた今日、全国では10%ぐらいの空き家があるとみられます。

応募の倍率は50倍ぐらいと高く、宝くじが当たるようなものです。障害者や高齢者に対する支援家族世帯には、5倍、7倍の優先枠があるものの全く不十分です。

公的住宅の単身者枠がそもそも少なく低所得世帯の支援を目的としていますので、障がい者の住宅としては副次的な施策となっています。精神障害者は結婚もままならず、多くが一生独身で過ごすことから、大変不利な状況になっています。

家族向け都営住宅需要が減ってくる現在、都営住宅をもっと住宅困窮者向け、単身者（障害者）や、空室のグループホーム化の促進の方向性が望まれます。

3 民間住宅の活用は不十分

28年に板橋区居住支援協議会が出来、住宅困窮者の支援のシステム化が目指されたようですが、多くは相談事業にとどまっているようです。

そもそも家賃が高くて家賃補助もない。精神障害者は特に警戒され入居しにくい上に、家族の問題を抱えていて支えにならないケースも多く保証人問題も発生します。

就労に当たっても保証人を求められてしまうケースもありました。公的な保証制度や家賃補助制度が求められます。

無年金問題

年金特例制度が出来ましたが、障害者に対してはどの程度救い上げられたのでしょうか？生活保護が足かせとなり就労に進まない多くのケースも見られます。年金をベースに一程度働ける障害者は多くいらっしゃると感じます。しかし、東京には家賃の壁があります。これを解決して行く必要があると強く感じます。

今月の予定

7月18日：アドボケイト会理事会